

東京海上日動 2019年度 海事クレームに関する国際セミナー

弊社は、これまで毎年、本セミナーを開催し、海事の分野での最新の情報を皆様にお届けして参りました。今回は、以下講演を実施致します。

■日時：2020年2月14日（金）
15:00～17:00（14:30 受付開始）

■会場：東京海上日動火災保険株式会社 新館15階

「最近のイギリス海事判例の紹介と解説」

講師：森 荘太郎 弁護士（小川総合法律事務所）

日本の海事・渉外事件関係の専門家として多様な海事事件を対応されている小川総合法律事務所の森 荘太郎弁護士より「最近のイギリス海事判例の紹介と解説」というテーマで、最近、判決が下された傭船契約および運送契約に関するイギリス海事判例の中から、特に注目すべき事案について詳細な解説を含めた講演を行って頂きます。

～講演予定事案～

1. “A v. B” –oil majorsのapprovalにfailした船主に対し、傭船者はmarket rate以上の損害賠償を請求することができるか？
QBD 2018年9月7日判決
2. “The Lady M” –本船のChief Engineerが故意にEngine Roomに放火した場合でも、船主はHague Rulesの火災免責を主張できるか？
Court of Appeal 2019年3月14日判決
3. “Volcafe Ltd. and Others v. Compania Sud Americana de Vapores SA” Cargo claim - Carrierのproperly and carefully carry the goodsの義務とinherent viceの立証責任
最高裁 2018年12月5日判決
4. “The Alhani” – Hague Rulesの1年時効がC/Pに準用されるための要件
QBD 2018年6月15日判決
5. “Classic Maritime Inc. v. Limbungan Makmur Sdn Bhd”ガムの決壊による鉄鉱石の供給不能は不可抗力免責となるか？
Court of Appeal 2019年6月27日判決
6. “The Elin” – Deck cargo流失について、船主はexclusion clauseにより免責されるか？
QBD 2019年4月18日判決

【お申し込みフォーム】

■ セミナー内容：2019年度海事クレームに関する国際セミナー

■ 日時：2020年2月14日（金）15：00～17：00（14：30受付開始）

■ 定員：180名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

■ お申込み締切日：**2020年1月31日（金）**

※当日はお名刺を受付にご提示ください。

14：30受付開始となります。

お名前	
貴社名	
ご所属	
メールアドレス	
お電話番号 ※メール・FAX送信エラー時にご連絡させていただきます	

ご記入いただいた個人情報につきましては、東京海上日動火災保険株式会社、東京海上HDグループ各社および本セミナーの講師をお務めいただく各社グループにて本セミナーの運営および関連する情報提供のために利用し、その他の目的には一切利用することはありません。なお、本セミナー講師に対しては、ご参加者様のリストを提示させていただきます。

会場案内

■ 会場

東京海上日動火災保険株式会社

新館15階 大会議室

東京都千代田区丸の内1-2-1

■ アクセス

- ◇ JR 東京駅丸の内中央口 徒歩約3分
- ◇ 東京メトロ
 - 丸の内線 東京駅 徒歩約3分
 - 半蔵門線 東西線 大手町駅 徒歩約5分
 - 都営三田線 大手町駅 徒歩約3分
 - 千代田線 二重橋前駅 徒歩約3分

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

総合営業第二部 商社・ロジスティクス第二室

担当：石政

Tel. 03-6267-6448

案内図



※会場へのお車でのご来場はご遠慮ください